

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事は、地域経済の活性化や雇用機会の確保を図るため、創業、新たな分野への進出、規模拡大又は新産業の創出等に取り組む中小製造業者で、第3条、第21条、第28条及び第31条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小製造業者 既に鹿児島県内（以下「県内」という。）で業を営む中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者並びに県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループのうち、製造業を営む者（今後、製造業を営もうとする者を含む。）をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (2) 大企業 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者以外の者であつて、事業を営む者。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

- (3) 創業 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

ウ 事業所指定を受けようとする年度の4月1日においてア又はイの開始の日（開業の日又は法人設立の日）から2年を経過していない個人又は法人が、事業に取り組むこと。

- (4) 新たな分野への進出 中小製造業者が、新たな分野の事業（事業所指定を受けようとする年度の4月1日において新たな分野の製品等（試作品を除く。）の販売を開始していない、又は販売開始の日から2年を経過していない事業）に取り組むことをいう。
- (5) 規模拡大 中小製造業者が経営規模の拡大を図るため、生産性の向上に資する事業を行うことをいう。
- (6) 生産性の向上 既存の生産品目において機械設備を最大稼働した場合の生産量を5%以上増加させることをいう。
- (7) 事業所指定 実施要領第7条第1項に定める事業所指定をいう。
- (8) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (9) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (10) 補助対象経費 補助金交付の対象となる経費をいう。
- (11) 受託者 実施要領第4条第1項の委託に係る受託者をいう。
- (12) 工事着手 事業の用に供する施設、機械設備及び附属施設の新設又は増設に係る工事に着手することをいう。
- (13) 新設 県内に事業所を有しない者が、県内において新たに用地を取得（使用貸借及び賃貸借を含む。）して事業所を建設又は購入（使用貸借及び賃貸借を含む。以下同じ。）することをいう。
- (14) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
 - ア 県内に事業所を有する者が、県内において事業所を新たに建設又は購入すること。
 - イ 既に設置された事業所内において、事業の用に供する機械設備及び附属施設（既存の機械設備及び附属施設に代えて取得するものを除く。）を新たに取得すること。
- (15) 設備投資額 事業所指定を受けた事業において、事業所並びに事業の用に供する機械設備及び附属施設のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産に該当するものの取得価格（ただし、用地取得費を除く。以下同じ。）並びにこれらに類する経費として知事が必要と認める経費の合計額をいう。
- (16) 新規雇用者数 設置された事業所の操業開始後1年以内に雇用を開始され、この補助金の交付申請時に4か月以上継続して雇用されている常用の雇用者の数から、当該事業所の設置に伴い県内の他の事業所（当該事業所を設置する法人等に50パーセント以上出資している法人等の事業所を含む。）において配置転換、解雇等によって減員となった常用の雇用者の数を控除した数をいう。
- (17) トライアル供給 新規性や独自性のある技術を用いた新製品又は当該新製品を利用した役務の提供について、顧客の反応・評価等を分析し、当該新製品の更なる改良や販路開拓等につなげるため、通常の価格よりも割引いた低価格（以下「トライアル価格」という。）で販売し、又は役務を提供することをいう。

- (18) 新産業の萌芽となるような製品等 IoT, AI, ロボット等の技術を用いた製品等で、まだ市販化されていない企画・試作段階のものをいう。
- (19) IoT・AI・ロボットを用いた設備投資 単に従来から行われている単独の機械の自動化(ロボット)やAI(人工知能)技術の活用、工程内の生産管理ソフトの導入ではなく、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ(ビッグデータ)を活用して、監視(モニタリング)、保守(メンテナンスサービス)、制御(コントロール)又は分析(アナライズ)のいずれか一つ以上を行い、AIやロボットを活用するものをいう(新規にAIやロボットを導入するのではなく、既設のAIやロボットをネットワーク環境に接続し、IoTを行うものも対象とする。)
- (20) 事業計画
補助金の交付を受けようとする事業の計画をいう。
- (21) 経営計画
経営計画策定支援事業及び経営計画実施支援事業において、各事業区分ごとの事業計画を総括した取組全体の事業計画のことをいう。

第2章 ソフト支援事業

(補助金の交付要件及び補助金の額等)

第3条 実施要領第3条第1号及び第2号アからエまでに掲げる事業(以下「ソフト支援事業」という。)に係る補助金の交付のための要件及び額等は、次の各号に掲げるもののほか、別表1に定めるとおりとする。

- (1) 自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ又は航空機産業に関連する事業において、創業、新たな分野への進出又は規模拡大に取り組む中小製造業者であること。
 - (2) 事業所指定を受けたものであること。
 - (3) 鹿児島県税を完納しているものであること。
 - (4) 他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。
- 2 ソフト支援事業の実施期間(補助対象期間)は、1事業者につき3か年度以内とし、事業所指定後初の交付決定の日から事業最終年度の3月末日までの間とする。
- 3 ソフト支援事業に係る補助金は、年度ごとに交付するものとする。
- 4 各年度ごとの交付申請については、経営計画に示された年度ごとの補助金の計画額を超えない範囲で申請することができるものとする。
- 5 ソフト支援事業に係る補助金の交付額は、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、補助金の交付額は事業区分ごとの補助限度額を超えないものとし、事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(申込書及び事業計画書)

第4条 ソフト支援事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、申込書（経営計画策定支援事業については別記第1－1－1号様式、経営計画実施支援事業については別記第1－1－2号様式）により事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、経営計画実施支援事業の申込みについては、既に経営計画を策定している場合に限る。

（補助金の交付申請）

第5条 事業所指定を受けた者は、補助金交付申請書（別記第1－2号様式）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金事業計画書（経営計画策定支援事業については別記第1－2号様式（別紙1）、経営計画実施支援事業については別記第1－2号様式（別紙2から別紙5までのうち行おうとする事業に係るもの））

(2) その他知事が必要と認める書類

3 中小製造業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第1－3号様式）によるものとする。

2 規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（計画変更の承認）

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、規則第7条第1項の規定により、計画変更承認申請書（別記第1－4号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の配分を著しく変更しようとするとき。

2 前項第1号及び第2号に規定する著しく変更しようとするときとは、次に定める場合と

する。

(1) 補助目的及び補助事業の能率に影響を及ぼす原材料等の数量、規格の変更、機械等の規格の変更その他補助事業の大幅な変更をするとき。

(2) 補助事業に要する経費の各事業区分ごとの配分について、補助対象経費のいずれか低い方の2割を超えて流用を行うとき。

3 知事は、規則第7条第2項の規定による承認を行う場合において、変更承認のみを行うときは変更決定通知書（別記第1－5号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（別記第1－6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に補助金交付申請取下書（別記第1－7号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

（状況報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、状況報告書（別記第1－8号様式）によるものとする。

（事故報告）

第10条 規則第11条第2項の規定による知事への報告は、事故報告書（別記第1－9号様式）によるものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は事業終了日を経過したときは、その日から10日以内に実績報告書（別記第1－10号様式）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 成果等報告書（別記第1－10号様式別紙）

(2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第1－11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求は、補助金交付請求書（別記第1－12号様式）により行うものとする。

- 2 この補助金は、精算払により交付するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産であって取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記第1－13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合又は規則第18条第1項又は第2項の規定に基づき補助金の全部に相当する額を返還した場合はこの限りでない。

- 2 前項の承認申請があった場合、知事は財産処分決定通知書（別記第1－14号様式）により通知を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、別に定めるところにより県にその収入の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(事業化状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施成果の事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業（経営計画策定支援事業を除く。）について実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年当該補助事業の実施成果の事業化の状況についての事業化状況報告書（別記第1－15号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の事業化状況報告書の提出は、補助事業の完了した日（経営計画実施支援事業にあっては事業最終年度の完了日）の属する年度の翌年度から5年間、毎年5月末までに行なわなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第16条 補助事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として補助事業者とする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を当該事業年度又は事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権届出書（別記第1－16号様式）を知事に提出すること。
- (2) 知事が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、知事に対し、当該産業財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 当該産業財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合で、知事が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 本事業の実施期中及び事業終了後5年以内に産業財産権の移転、専用実施権の設定又

は移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得ること。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条に規定する実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除き全て県に帰属するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書(別記第1-17号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳(別記第1-18号様式)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(証拠書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第20条 補助事業者は、この章に規定する申請、報告等に係る書類等の知事への提出は、受託者を經由してするものとする。この場合、受託者の受付日を知事に提出された日とみなす。

第3章 ハード支援事業

(補助金の交付要件及び補助金の額等)

第21条 実施要領第3条第2号オに掲げる設備投資支援事業(以下「ハード支援事業」という。)に係る補助金の交付のための要件及び額等は、次の各号に掲げるもののほか、別表2に定めるとおりとする。

- (1) 自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ又は航空機産業に関連する事業において、創業、新たな分野への進出、規模拡大に取り組む中小製造業者であること。
- (2) 事業所指定を受けたものであること。
- (3) 事業所指定を受けた事業に係る設備投資について、県と直接又は県を立会人として市

町村と立地協定を締結し、かつ、当該協定に定める義務を履行すること。

(4) 新たな事業所の設置に伴い、県内の既存の事業所の操業を停止し、又は県内の既存の事業所の操業能力を著しく減少させるなどの場合でないこと。

2 補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(工事着手届)

第22条 ハード支援事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、工事着手後20日以内に工事着手届（別記第2－1号様式）を知事に提出しなければならない。

(操業開始届)

第23条 ハード支援事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業の操業開始後20日以内に事業操業開始届（別記第2－2号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第24条 ハード支援事業に係る規則第3条の補助金等交付申請書（以下、この章において「交付申請書」という。）は、別記第2－3号様式によるものとし、交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金申請額計算書（別記第2－4号様式）
- (2) 事業概要説明書（別記第2－5号様式）
- (3) 企業の現況調書（別記第2－6号様式）
- (4) 新規雇用者増員内訳書（別記第2－7号様式）
- (5) 新規雇用者名簿（別記第2－8号様式）
- (6) 登記事項証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 ハード支援事業に係る交付申請は、当該補助対象事業所の操業開始の日から1年6か月以内に、操業開始の日から1年を経過する日までの経費について行うものとし、事業所指定を受けた事業ごとに1回限りとする。

3 ハード支援事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税等として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第25条 知事は、ハード支援事業に係る交付申請書を受理した場合は、規則第4条第1項及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2－9号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（準用）

第26条 第4条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第17条及び第19条の規定は、ハード支援事業の場合に準用する。この場合において、第4条中「ソフト支援事業」とあるのは「ハード支援事業」と読み替えるものとする。

（書類の提出）

第27条 補助事業者は、前条において準用する第4条の申込書及び事業計画書の提出については、受託者を經由してするものとする。この場合、受託者の受付日を知事に提出された日とみなす。

第4章 ベンチャー支援事業

（補助金の交付要件及び補助金の額等）

第28条 実施要領第3条第3号に掲げるベンチャービジネス育成・支援事業（以下「ベンチャー支援事業」という。）に係る補助金の交付のための要件及び額等は、次の各号に掲げるもののほか、別表3に定めるとおりとする。

(1) 中小製造業者であること。

(2) 事業所指定を受けたものであること。

(3) 独自の技術を用いた新製品の研究・開発、試作品製作又は製品のトライアル供給に取り組むものであること。

(4) 鹿児島県税を完納しているものであること。

(5) 他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

2 ベンチャー支援事業には、経費区分として試作・研究開発支援費とトライアル供給支援費を設けるものとする。

3 トライアル供給支援費を受ける場合、トライアル供給を実施し、かつ、トライアル供給先の顧客等に対してアンケート等の調査を実施し、評価結果等の分析・検証を行うことを条件とする。

- 4 試作・研究開発支援費のうち原材料費等の補助を受けて製作した試作品等については、トライアル供給支援費のうち価格調整費の補助を受けることはできないものとする。
- 5 ベンチャー支援事業の実施期間（補助対象期間）は、交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。ただし、知事が必要と認めた場合、1事業者につき3か年度を限度として、次年度も引き続き補助金の交付を受けることができるものとする。この場合、補助金は年度ごとに交付するものとする。
- 6 ベンチャー支援事業に係る補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（申込書の提出等）

第29条 新たにベンチャー支援事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、申込書（別記第3－1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第5項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、実施期間終了後速やかに次年度に係る継続申込書（別記第3－2号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による継続申込書の提出があった場合において、必要と認めるときは、その承認をするものとし、申込みをした者に対して継続承認通知書（別記第3－3号様式）により通知するものとする。

（準用）

第30条 第5条から第19条までの規定は、ベンチャー支援事業の場合に準用する。この場合において、第5条第2項中「経営計画策定支援事業については別記第1－2号様式（別紙1）、経営計画実施支援事業については別記第1－2号様式（別紙2から別紙5までのうち行おうとする事業に係るもの）」とあるのは「別記第1－2号様式（別紙6）」と読み替えるものとする。

第5章 先端技術活用推進事業

（補助金の交付要件及び補助金の額等）

第31条 実施要領第3条第4号に掲げる先端技術活用推進事業に係る補助金の交付のための要件及び額等は、次の各号に掲げるもののほか、別表4に定めるとおりとする。

- (1) 中小製造業者であること。
- (2) 事業所指定を受けたものであること。
- (3) 第4次産業革命の推進につながる新産業の萌芽となるような製品等の研究・開発、試作品製作又は生産効率化に取り組む者であること。
- (4) 鹿児島県税を完納しているものであること。
- (5) 他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

- 2 先端技術活用推進事業には、事業類型として「試作・研究開発型」と「生産効率化型」を設けるものとし、両類型の補助を同時に受けることはできないものとする。
- 3 「生産効率化型」の事業は、IoT・AI・ロボットを用いた設備投資を行うことを条件とする。
- 4 先端技術活用推進事業の実施期間（補助対象期間）は、交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。
- 5 先端技術活用推進事業に係る補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（申込書の提出）

第32条 先端技術活用推進事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、申込書（試作・研究開発型については別記第4－1号様式、生産効率化型については別記第4－2号様式）を知事に提出しなければならない。

（準用）

第33条 第5条から第19条までの規定は、先端技術活用推進事業の場合に準用する。この場合において、第5条第2項中「経営計画策定支援事業については別記第1－2号様式（別紙1）、経営計画実施支援事業については別記第1－2号様式（別紙2から別紙5までのうち行おうとする事業に係るもの）」とあるのは「試作・研究開発型については別記第1－2号様式（別紙7）、生産効率化型については別記第1－2号様式（別紙8）」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（雑則）

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1号ただし書の規定は、この要綱の施行前に事業所指定を受けた者については適用しない。

別表 1 (第 3 条関係)

事業区分	経費区分	内 容	補助金額等
経営計画策定支援事業	謝金	専門家謝金	経費の3分の2以内 800千円を限度とする。
	旅費	専門家旅費	
	事業費	資料購入費, 印刷製本費, 通信運搬費, 調査研究費, 委託費	
	その他	経営計画策定支援事業として知事が特に必要と認める経費	
経営計画実施支援事業			
人材育成支援事業	事業費	直接人件費（※ ¹ ）、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃のうち、派遣する社員に係る派遣先企業（※ ² ）との往路及び帰路の交通費（ただし1往復に限る。)), 滞在経費（宿泊料）（派遣する社員に係る派遣期間中の宿泊料等の滞在経費（ただし、食費、光熱水費等を除く。)), 受講料（テキスト代、資料代等を含む。）	経費の2分の1以内 1,200千円を限度とする。
	その他	人材育成支援事業として知事が特に必要と認める経費	
試作・研究開発支援事業	試作・改良費	原材料及び副資材の購入に要する経費、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（ただし、対象となる構築物は、簡易なものに限る。）、機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又修繕に要する経費、外注加工・検証等に要する経費、直接人件費（※ ³ ）、特許取得費、研究費	経費の3分の2以内 4,000千円を限度とする。
	その他	試作・研究開発支援事業として知事が特に必要と認める経費	
マーケティング・販路開拓支援事業	事業費	旅費、会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、保険料、通訳料（含翻訳料）、プロモーション	経費の2分の1以内 1,500千円を限度とする。

			ビデオ制作費，広告宣伝費（新聞広告 は交付限度額50万円以内，テレビ放映 料は対象外），ホームページ制作費（交 付限度額は50万円以内）	
		その他	マーケティング・販路開拓支援事業と して知事が特に必要と認めるもの	
	専門家招へい支援事業	謝金	専門家謝金	経費の3分の2以内 900千円を限度とする。
		旅費	専門家旅費	
		その他	専門家招へい支援事業として知事が特 に必要と認める経費	

※¹ 派遣する社員に係る派遣期間中の基本給相当額

※² 連結決算となる企業を除く。

※³ 研究開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に
対応する人件費に限るものとする。ただし，補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。

（対象外となる経費）

- ・振込手数料，代引き手数料
- ・他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
- ・用地，建物の取得に要する経費
- ・経営者の人件費
- ・役員又は職員の飲食代
- ・使途の定まっていない活動に対する経費
- ・全部委託費 など

別表 2（第21条関係）

交付要件	補助金額	交付限度額
次のいずれにも該当すること。 (1) 設備投資額が 1 千万円以上で、かつ新規雇用者が 3 人以上であること。 (2) 工場適地※ ¹ , 工業等導入地区※ ² , 工業団地※ ³ 又はこれらに準ずるものとして、別に定める区域に事業所が設置されていること。 (3) 事業所指定を受けた年度を含め 3 年度以内に工事着手すること。	設備投資額の100分の 2 に相当する額に、新規雇用者数に30万円を乗じて得た額を加えた額	2 千万円

※ 1 工場適地とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第 2 条第 1 項に規定する工場適地をいう。

※ 2 工業等導入地区とは、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区をいう。

※ 3 工業団地とは、国（政府関係機関を含む。以下同じ。）、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資若しくは出えんの額が当該法人における出資若しくは出えんの総額の50パーセント以上に当たる法人により造成されたもの（これと一団の土地として取得された土地を含む。）をいう。

別表 3 (第28条関係)

事業区分	経費区分	内 容	補助金額等
ベンチャービジネス 初育成・支援事業	試作・研究開発支援費	試作・改良費	経費の3分の2以内 6,000千円を限度とする。
		原材料及び副資材の購入に要する経費、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（ただし、対象となる構築物は、簡易なものに限る。）、機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又修繕に要する経費、外注加工・検証等に要する経費、直接人件費（※3）、特許取得費、研究費	
	その他	試作・研究開発に要する経費として知事が特に必要と認める経費	
	トライアル供給支援費	価格調整費	経費の3分の2以内 6,000千円を限度とする。
		トライアル供給（同一製品については供給数量を20までとする。※4）による割引額（通常価格とトライアル価格との差額）（※5）	
		評価・検証費	
		販路開拓費	
	その他	トライアル供給に要する経費として知事が特に必要と認める経費	

※1 試作・研究開発支援費のうち原材料費等の補助を受けて製作した試作品等については、トライアル供給支援費の価格調整費の補助を受けることはできないものとする。

※2 トライアル供給支援費を受ける場合、トライアル供給先の顧客等に対してアンケート等の調査を行い、評価結果等の分析・検証を行うことを必要とする。

※3 研究開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。

※4 トライアル供給については、補助対象経費として認める同一製品の供給数量を20までとする。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。いわゆる「独占禁止法」）第2条第9項第3号に規定する不当廉売に当たるような「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」があるような低価格販売は認められない。

※5 トライアル供給による割引額において、製品等の発注に付随する経費（設置費、運搬費、送料など）及びその割引額は除く。

（対象外となる経費）

- ・ 振込手数料，代引き手数料
- ・ 他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
- ・ 用地，建物の取得に要する経費
- ・ 経営者の人件費
- ・ 役員又は職員の飲食代
- ・ 使途の定まっていない活動に対する経費
- ・ 全部委託費 など

別表 4 (第31条関係)

事業区分	経費区分	内 容	補助金額等
先端技術活用推進事業	試作・研究開発型	原材料及び副資材の購入に要する経費、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（ただし、対象となる構築物は、簡易なものに限る。）、機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又修繕に要する経費、外注加工・検証等に要する経費、直接人件費（※2）、特許取得費、研究費	経費の3分の2以内 1,000千円を限度とする。
		その他	
	生産効率化型	機械装置費	経費の3分の2以内 1,000千円を限度とする。
		その他	

※1 試作・研究開発型と生産効率化型の併用は認めないものとする。

※2 研究開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。

（対象外となる経費）

- ・振込手数料、代引き手数料
- ・他団体からの補助又は委託を受けている事業に要する経費
- ・用地、建物の取得に要する経費
- ・経営者の人件費
- ・役員又は職員の飲食代
- ・用途の定まっていない活動に対する経費
- ・全部委託費 など

別記

第 1 - 1 - 1 号様式（第 4 条関係）

「鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業」申込書
（経営計画策定支援事業）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業（経営計画策定支援事業）について、別紙の事業計画書により応募します。

事業の名称

--

応募者

フリガナ 企業・団体名			
フリガナ 代表者（役職・氏名）	印		
所在地	〒		
電話番号		F A X	
ホームページアドレス			
eメールアドレス			
設立年月日			
資本金			
業種			
事業内容			
実施責任者 （担当者役職・氏名）			
従業員数			
決算月			
その他			

※以下の書類を添付してください。

- ・決算書（直近 2 年間の貸借対照表，損益計算書，製造原価報告書，販売費及び一般管理費明細）
- ・県税の納税証明書 お近くの地域振興局又は支庁で「県税について未納がないことの証明書」の交付を受けてください。

株主等一覧表

(年 月 日現在)

主な株主又は出資者	株主名又は出資者名	所在地	大企業	出資比率
※出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に◎を記載してください。6番目以降は「ほか 人」と記載してください。	①		【 】	%
	②		【 】	%
	③		【 】	%
	④		【 】	%
	⑤		【 】	%
	⑥	ほか 人		%

役員一覧（監査役を含む。別紙として添付することも可）

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	男女別	会社名 ※他社と兼務の場合

経 歴 書

1 応募者・メンバー

フリガナ 氏 名	印	役割 区分	☐ 代表者 ☐ メンバー ☐ 実施責任者（担当者）	
生年月日	年 月 日	年齢（	. . 現在）	

2 現在の所属名及び職名

企業・団体名			
部署名		役職名	
電話番号		F A X	
eメールアドレス			

3 最終学歴

学校名	
学部・学科名	
専攻（研究）	
卒業年月日	

4 これまでの従事経験・研究（特許・実用新案の取得等）

年 月	身分・職名	業績・研究歴等

※この経歴書は、この事業に参画する主要メンバーごとに作成すること。
 （代表者をはじめ、プロジェクトリーダー、経理担当者等が対象者）

中小製造業者創業・新分野進出等支援事業 事業計画書 (経営計画策定支援事業)

事業名（タイトル）	（事業の内容がわかるよう、売りとなるキーワード等を用いて４０文字程度で記入してください。）
事業の類型及び内容等	(1) 事業の類型（該当する番号に○印をしてください。） １　創業 ２　新分野進出 ３　規模拡大 ※応募事業への着手状況（該当する番号に○印をしてください。） １　既に着手している（着手時期： 年 月） ２　着手していない (2) 事業の内容及び既存事業との相違点，事業の有用性等（保有する設備・ノウハウ，活用する技術，ターゲット顧客，製品の特色，同業他社製品との違い，実施体制，販路，価格等，現段階での構想を記入してください。） ①事業の内容，既存事業との相違点 ②保有する設備・ノウハウ，活用する技術等 ③ターゲット顧客，製品の特色，同業他社製品との違い等

④実施体制，販路，価格等

⑤その他（上記の外，特記すべき事項等について，記入してください。）

(3) 現在の組織図・人員体制（資料があれば，それを添付で構いません。）

事業の実施期間及び売上計画等

(1) 経営計画策定予定期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
（自社の現状（強み，弱み），顧客・市場環境，製品・価格，販路・販売促進策，財務計画等，これら全体の策定期間を記入してください。）

(2) 売上計画等（今後の売上計画等について，別表 1に記入してください。）

必要な資金の額及びその調達方法

資金計画（上記計画・目標を達成するために，活用予定の補助事業について，別表 2に記入してください。）

(別表 1)

売上計画

(単位：千円)

	直近期末 (年 月期)	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)
①売上高				
②売上原価				
③売上総利益 (①－②)				
④販売費及び一般管理費				
⑤営業利益 (③－④)				
⑥営業外費用 (営業外収益を除く。)				
⑦経常利益 (⑤－⑥)				
⑧人件費				
⑨設備投資額				
⑩減価償却費				
⑪付加価値額 (⑤＋⑧＋⑩)				
⑫従業員数				
⑬一人当たりの付加価値額 (⑪÷⑫)				
⑭付加価値額の伸び率 (直近期末を 100)	100			

※計画期間に合わせて記入してください。

※付加価値額等の算出方法

- ・ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・ 人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入してください。
- ・ 減価償却費にリース費用（損金算入されるもの）を算入してください。
- ・ 従業員数については常勤換算により算出してください。

応募事業に係る売上計画を記載してください。

	直近期末 (年 月期)	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)	4 年後 (年 月期)	5 年後 (年 月期)
売 上 高 (千円)						
売上高の積算内訳						

(別表2)

資金計画

1 応募事業に係る必要資金額

(単位：千円)

	1年度目 (年3月期)	2年度目 (年3月期)	3年度目 (年3月期)
ソフト支援事業			
ハード支援事業			
計			

2 1の財源内訳

	1年度目 (年3月期)	2年度目 (年3月期)	3年度目 (年3月期)
ソフト支援事業			
自己資金			
中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金			
うち、経営計画策定支援			
うち、人材育成支援			
うち、試作・研究開発支援			
うち、マーケティング・販路開拓支援			
うち、専門家招へい支援			
金融機関借入			
うち、政府系金融機関			
その他			
ハード支援事業（設備投資支援事業）			
自己資金			
中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金			
金融機関借入			
うち、政府系金融機関			
その他			

第 1 - 1 - 2 号様式（第 4 条関係）

「鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業」申込書
（経営計画実施支援事業）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援事業（経営計画実施支援事業）について、別紙の事業計画書により応募します。

事業の名称

--

応募者

フリガナ 企業・団体名			
フリガナ 代表者（役職・氏名）	印		
所在地	〒		
電話番号		F A X	
ホームページアドレス			
eメールアドレス			
設立年月日			
資本金			
業種			
事業内容			
実施責任者 （担当者役職・氏名）			
従業員数			
決算月			
その他			

※以下の書類を添付してください。

- ・決算書（直近 2 年間の貸借対照表，損益計算書，製造原価報告書，販売費及び一般管理費明細）
- ・県税の納税証明書 お近くの地域振興局又は支庁で「県税について未納がないことの証明書」の交付を受けてください。
- ・経営計画書

株主等一覧表

(年 月 日現在)

主な株主又は出資者	株主名又は出資者名		所在地	大企業	出資比率
※出資比率の高いものから記載し、大企業は【 】に◎を記載してください。6番目以降は「ほか 人」と記載してください。	①			【 】	%
	②			【 】	%
	③			【 】	%
	④			【 】	%
	⑤			【 】	%
	⑥	ほか 人			%

役員一覧（監査役を含む。別紙として添付することも可）

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	男女別	会社名 ※他社と兼務の場合

經 歷 書

1 応募者・メンバー

フリガナ 氏 名	印	役割 区分	☐ 代表者 ☐ メンバー ☐ 実施責任者（担当者）	
生年月日	年 月 日	年齢（ . . 現在）		

2 現在の所属名及び職名

企業・団体名			
部署名		役職名	
電話番号		F A X	
e メールアドレス			

3 最終学歴

学校名	
学部・学科名	
専攻（研究）	
卒業年月日	

4 これまでの従事経験・研究（特許・実用新案の取得等）

年 月	身分・職名	業績・研究歴等

※この経歴書は、この事業に参画する主要メンバーごとに作成すること。
(代表者をはじめ、プロジェクトリーダー、経理担当者等が対象者)

中小製造業者創業・新分野進出等支援事業 事業計画書 (経営計画実施支援事業)

[illegible]

④実施体制，販路，価格等

⑤その他（上記の外，特記すべき事項等について，記入してください。）

事業の内容及び実施期間

(1) 経営計画実施予定期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

(2) 経営計画実施の内容 別添 経営計画書のとおり

(3) 売上計画等（今後の売上計画等について，別表 1に記入してください。）

必要な資金の額及びその調達方法

資金計画（上記計画・目標を達成するために，活用予定の補助事業について，別表 2に記入してください。また，補助事業の実施項目に係る大まかな工程を別表 3に記入してください。）

(別表 1)

売上計画

(単位：千円)

	直近期末 (年 月期)	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)
①売上高				
②売上原価				
③売上総利益 (①－②)				
④販売費及び一般管理費				
⑤営業利益 (③－④)				
⑥営業外費用 (営業外収益を除く。)				
⑦経常利益 (⑤－⑥)				
⑧人件費				
⑨設備投資額				
⑩減価償却費				
⑪付加価値額 (⑤＋⑧＋⑩)				
⑫従業員数				
⑬一人当たりの付加価値額 (⑪÷⑫)				
⑭付加価値額の伸び率 (直近期末を 1 0 0)	1 0 0			

※計画期間に合わせて記入してください。

※付加価値額等の算出方法

- ・ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・ 人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入してください。
- ・ 減価償却費にリース費用（損金算入されるもの）を算入してください。
- ・ 従業員数については常勤換算により算出してください。

応募事業に係る売上計画を記載してください。

	直近期末 (年 月期)	1 年後 (年 月期)	2 年後 (年 月期)	3 年後 (年 月期)	4 年後 (年 月期)	5 年後 (年 月期)
売 上 高 (千円)						
売上高の積算内訳						

(別表2)

資金計画

1 応募事業に係る必要資金額

(単位：千円)

	1年度目 (年3月期)	2年度目 (年3月期)	3年度目 (年3月期)
ソフト支援事業			
ハード支援事業			
計			

2 1の財源内訳

	1年度目 (年3月期)	2年度目 (年3月期)	3年度目 (年3月期)
ソフト支援事業			
自己資金			
中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金			
うち、経営計画策定支援			
うち、人材育成支援			
うち、試作・研究開発支援			
うち、マーケティング・販路開拓支援			
うち、専門家招へい支援			
金融機関借入			
うち、政府系金融機関			
その他			
ハード支援事業（設備投資支援事業）			
自己資金			
中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金			
金融機関借入			
うち、政府系金融機関			
その他			

(別表3)

実施予定の内容

実施の有無 該当欄に ○印を 記入	計 画		
	実施項目	実施内容	実施時期
	人材育成		
	試作・研究開発		
	マーケティング・ 販路開拓		
	専門家招へい		
	設備投資		

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付申請書

標記補助金に係る事業について下記のとおり実施したいので、鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 円

他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無 有 ・ 無

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり

4 補助事業完了予定年月日

年 月 日

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
（経営計画策定支援事業）事業計画書

1 中小製造業者又は団体概要

名称		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注) 中小製造業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 事業計画の概要

(1) 貴社の事業内容

主要生産品目	左の年間生産額	割合	備 考
	円	%	
合計		100%	

(2) 経営計画策定の取組内容

(3) 派遣される専門家チームに対応する貴社の担当者・役職及び組織体制

(4) 貴社の経営計画の有無

(5) 専門家チーム受け入れ予定期間

年 月 日 ~

年 月 日

(6) 専門家チームの構成（予定も含む。）

氏名	年齢	所属	主な資格・経歴

(7) 指導予定実施頻度

(単位：回数)

[illegible]

3 支出明細書 (金額単位: 円)

3 支出明細書 (金額単位: 円)

[illegible]

年 月 日

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
（人材育成支援事業）事業計画書

1 中小製造業者又は団体概要

名称		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注) 中小製造業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 従業員等を派遣する研修先等

名称	住所	
	電話	FAX
研修目的及び研修内容 （研修目的） （研修内容）		
研修場所（会場名及び所在地）	研修期間 年 月 日～ 年 月 日	
派遣する従業員等 (1) 氏名： (2) 生年月日： 年 月 日（ 歳） (3) 役職名：	(4) 勤務年数：	
期待される効果		
研修経費		

注) 研修先及び先進企業等の概要が分かるものがあれば添付すること。

3 支出明細書 (金額単位: 円)

3 支出明細書 (金額単位: 円)

[illegible]

年 月 日

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
（試作・研究開発支援事業）事業計画書

1 中小製造業者又は団体概要

名称		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注) 中小製造業者は企業の登記簿謄本，会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款，設立登記簿謄本，予算書，決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 研究開発の概要

(1) 研究開発テーマ	
(2) 研究開発の目的・必要性	
(3) 研究開発の実施により期待される効果	
(4) 研究開発の内容・実施方法 本年度実施する研究開発の内容や実施方法を具体的に記入してください。	

(5) 新規性・独自性

(6) 収益見込

(7) 過去の試作研究開発実施状況（知的財産権取得状況も含む。）

3 支出明細書 (金額単位: 円)

3 支出明細書 (金額単位: 円)

[illegible]

年 月 日

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
（マーケティング・販路開拓支援事業）事業計画書

1 中小製造業者又は団体概要

企業名		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注) 中小製造業者は企業の登記簿謄本，会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款，設立登記簿謄本，予算書，決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 マーケティングの概要

1 マーケティングの内容	
2 マーケティングの実施 方法	
3 マーケティングの実施 により期待される効果	

3 販路開拓（展示会・見本市出展等）の概要

名称	主催者	
	電話	FAX
内容		
開催場所（会場名及び所在地）	開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
募集期間 年 月 日 ～ 年 月 日	出展料の納入期限 年 月 日	
出展料 千円（ 千円× 小間・㎡）	団体の出展予定企業数 社	
期待される効果		
過去の出展状況		

注） 開催案内等，展示会・見本市等の概要が分かるものがあれば添付すること。

年 月 日

鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
（専門家招へい支援事業）事業計画書

1 中小製造業者又は団体概要

企業名		代表者	
担当者		住所	
電話	FAX	Eメール	
資本金 従業員数	千円 名	設立年月日	
目的			

注) 中小製造業者は企業の登記簿謄本，会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款，設立登記簿謄本，予算書，決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 事業計画の概要

(1) 専門家招へいで克服すべき経営課題

(2) 専門家受入予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 専門家の経歴

氏名	年齢	所属	主な資格・経歴

3 支出明細書 (金額単位: 円)

3 支出明細書 (金額単位: 円)

[illegible]

産立第号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、鹿児島県補助金
等交付規則第4条第1項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付決定額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金交付決定額 円

3 補助事業の内容

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者名 印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け産立第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の概要

事業区分	当初計画	変更後	変更理由

2 変更の内容

(1) 補助対象経費及び補助金交付申請額

	変更前	変更後
補助対象経費	円	円
他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
補助金交付申請額	円	円

(2) 補助事業の内容

別紙事業計画書のとおり
(交付申請時に提出した補助金事業計画書に、変更しようとする部分について変更後の内容を記載する。)

産 立 第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
変更決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記補助金に係る事業の計画変更につ
いては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定（ 承認 ・ 不承認 ）

2 理由

産立第号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記補助金に係る事業の計画変更について
は承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

2 交付の条件

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者名 印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付申請取下書

年 月 日付け産立第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る
事業については、鹿児島県補助金等交付規則第8条第1項の規定により下記のとおり取
り下げます。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額 金 円
- 3 取下げ理由

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者名 印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
状況報告書

年 月 日付け産立第 号の交付決定通知に基づき実施している標記
補助金に係る事業の状況について、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金受領等の状況

補助対象事業名	補助金交付 決定年月日	補助金交付 決 定 額

2 補助事業の遂行状況

申請書記載内容と対応させて事業の経過とその成果を簡明に記載し、併せて今後の計画等を詳記すること。
また、日程と実績とを比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
事故報告書

年 月 日付け産立第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係
る事業について、下記のとおり事故があったので鹿児島県補助金等交付規則第11条第
2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事故の内容及び原因

2 事故に対してとった措置

3 関係書類

(1) 進捗状況報告書

（全体の事業計画と比較して記載する。）

(2) 支出済経費明細書

（実績報告書の収支計算書に準じて記載する。）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
実績報告書

年 月 日付け産立第 号で交付決定通知のあった標記補助金に係る事業を下記のとおり完了したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条の規定により報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費	補助金交付決定額
円	円

他の制度等による補助金又は助成金を受けていることの有無 有 ・ 無

2 補助事業完了期日

年 月 日

3 補助事業の実績

注) 添付書類

- 1 成果等報告書（第 1－10 号様式別紙）
- 2 事業に要した費用の請求書、領収書、振込明細書等支払を証する書類の写し
- 3 事業実施の状況が分かるもの（写真、パンフレット等）。

(第 1 - 10 号様式別紙)

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金成果等報告書

補助事業者：

事業名	
事業期間	
事業の成果等	
具体的な実施内容 (事業計画書に記載した内容の実施状況・成果等について、具体的に記載すること。)	
実施スケジュール	

※各事業ごとに記載・提出

[illegible]

(金額単位：円)

産立第号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、鹿児島県補助金
等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業のテーマ

2 補助対象経費及び補助金交付確定額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金交付確定額 円

3 補助事業の内容

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者名 印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付請求書

年 月 日付け産立第 号で額の確定があった標記補助金について、鹿児島県補助金等交付規則第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 補助金の交付請求額 円
- 3 支払の方法 口座振込

【振込先】

金融機関名	(店)
口座番号	(当座・普通) 号
(フリガナ) 口座名義人	

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
名称
代表者名 印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
に係る財産処分承認申請書

標記補助金により取得した財産を処分したいので、鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により申請します。

1 処分しようとする品目

品 目 名	数量	取得年月日	取 得 価 格	時 価 相 当 額

2 処分の方法

3 処分の理由

〔記入要領〕

- 1 「年度」は、補助事業を実施した年度を記入すること。
- 2 「処分しようとする品目の数量及び取得価格」は、実績報告書の数量及び価格と一致すること。
- 3 「時価相当額」は、当該品目の一般的な評価方法により算出すること。
- 4 「処分の方法及び理由」は、具体的に記入すること。

年 月 日

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
に係る財産処分決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった財産処分については、下記のとおり決定したので通知します。

なお、財産処分により得た収入について、下記のとおり納付してください。

記

1 決 定 （承 認、不承認）

2 納付金額

3 納付期限

4 納付場所

5 納付方法

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地
名称
代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
に係る事業化状況報告書

年 月 日付け産立第 号により交付決定通知のあった標記
補助金に係る平成 年度の事業化状況について、鹿児島県中小製造業者創業・新分野
進出等支援補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助事業のテーマ名						
補助金確定額	本年度までの補助事業 に 係 る 売 上 高	本年度までの補助事業 に 係 る 売 上 原 価	売 上 総 利 益 (売上高－売上原価)			
円	円	円	円			
販 売 先 数	販 売 数 量	主 な 販 売 先				
産業財産権取得の状況（出願準備中の場合のみ）						
【種類】	・ 特許	・ 実用新案	・ 意匠	・ 商標	・ その他（	）
〔						

- [記入要領]
- 1 「 年 月 日付け産立第 号」は、最終交付決定通知書（又は最終変更交付決定通知書）の日付及び
番号を記入する。
- 2 「補助金確定額」は、知事が補助金確定通知書により通知した金額の合計を記入する。
- 3 「本年度までの補助事業に係る売上高」は、補助事業を実施した結果、これまで事業化した製品・商品の売上
の合計額を記入する。
- 4 「本年度までの補助事業に係る売上原価」は、3に対する製品・商品の売上原価の合計額を記入する。
- 5 「販売先数」は、3に対する販売先の合計を記入する。
- 6 「販売数量」は、3に対する販売数の合計を記入する。
- 7 「産業財産権取得の状況」は、該当するところに○印をし、（ ）に特許等の名称や内容、出願・取得・公
開・譲渡・実施権設定の予定年月日等を記入する。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
に係る産業財産権届出書

年 月 日付け産立第 号により交付決定通知のあった標記
補助金に係る 年度の産業財産権等の取得等について、鹿児島県中小製造業者
創業・新分野進出等支援補助金交付要綱第 16 条第1項第1号の規定により、次のと
おり報告します。

記

1 補助事業のテーマ名

2 産業財産権の種類

3 出願又は登録年月日

4 出願又は登録番号

5 出願に係る内容

6 相手先及び条件

〔記入要領〕

- 1 「 年 月 日付け産立第 号」は、最終交付決定通知書（又は最終変更交付決定通知書）の日付及び番号を記入すること。
- 2 「産業財産権の種類」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の別を記入し、これら権利の譲渡又は実施権の設定の場合には、当該事項を括弧書きで付記すること。
- 3 「内容」については、当該出願又は登録関係書類をもって代えることができる。
- 4 「相手先及び条件」は、権利の譲渡又は実施権の設定の場合のみ記入すること。

第 1－17 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
に係る消費税等の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け産立第 号により交付決定通知のあった標記補助金について、鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額（A）	円
3 消費税等の額の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額（B）	円
4 補助金返還相当額（A－B）	円

〔記入要領〕

- 1 「補助金額」は、知事が補助金の交付決定通知書により通知した額であること。
- 2 「補助金の確定時における消費税等仕入控除税額」は、実績報告書の額と一致すること。
- 3 その他、消費税等仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。

第 1－18 号様式（第 18 条関係）

取得財産等管理台帳（平成 年度）

（単位：円）

区分	規格	数量	単価	金額	取得年 月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備 考
財産名									

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（イ）事務用備品、（ロ）事業用備品、（ハ）書籍、資料、（ニ）無体財産権（産業財産権等）、（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 2 - 1 号様式（第22条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

工 事 着 手 届

事業所指定を受けた事業（指定番号 ）について、下記のとおり工事着手したので
鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付要綱第22条の規定により報告しま
す。

記

1 補助対象事業所の概要

(1) 補 助 対 象 事 業 名	
(2) 代 表 者 名	
(3) 事 業 実 施 地	工業団地等の名称（ ）
(4) 用 地 取 得 年 月 日	
(5) 立地協定締結年月日	
(6) 工 事 着 手 年 月 日	
(7) 操業開始予定年月日	

(注)「(4) 用地取得年月日」について、用地及び事務所を使用貸借又は賃貸借する場
合は、使用貸借又は賃貸借の年月日を記載。

(8) 生産計画

主な生産品目	生産数量等（年間）	生産額等（年間）
		百万円

(9) 補助対象事業所設置に伴う雇用計画（常用雇用者）

区分	採 用 区 分					職 種 別 人 員				備 考
	新規雇用者数			その他	計	事 務 職 員	技 術 職 員	その他	計	
	新規採用	配 転	小 計							
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）新規雇用者であって、雇用期間が4か月未満のものはその他欄に計上すること。

(10) 設備投資額（計画） _____ 千円

(11) 設備投資内訳

ア 建物

名 称	構 造	棟数	建築面積	延床面積	取得価格	備考
		棟	m ²	m ²	千円	
計						

（注）位置図，配置図，平面図等を添付すること。

イ 構築物

名 称	構 造	数量	取得価格（計画）	備 考
			千円	
計				

ウ 機械設備

名 称	構 造	数 量	取得価格(計画)	備 考
			千円	
計				

エ その他附属施設等

名 称	構 造	数 量	取得価格(計画)	備 考
			千円	
計				

2 企業の現況

(1) 資本金・出資金総額

授權資本金（出資金総額）	万円
払込済資本金	万円

(2) 主要株主

氏 名	住 所	対発行済株(出資総額)比

3 添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 事業所指定通知書（写）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第 2－2 号様式（第23条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名 .

事業操業開始届

事業所指定を受けた事業（指定番号 ）について、下記のとおり操業を開始したの
で鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金交付要綱第23条の規定により報告し
ます。

記

1 補助対象事業の概要

(1) 事業名	
(2) 工事着手年月日	
(3) 工事等完了年月日	
(4) 操業開始年月日	
(5) 補助金申請予定時期	年 月 頃

2 雇用者数（常用の雇用者）

(1) 雇用人員

区分	採 用 区 分					職 種 別 人 員				備 考
	新規雇用者数			その他	計	事 務 職 員	技 術 職 員	その他	計	
	新規採用	配 転	小 計							
人数										

（注）新規雇用者であって、雇用期間が4か月未満のものはその他欄に計上すること。

3 設備投資額等

区 分	名 称	数 量	取得価格	備 考
建 物				
構 築 物				
機械設備				
その他附属設備等				
計				

4 添付書類

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

・

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付申請書（設備投資支援事業用）

事業所指定を受けた事業（指定番号 ）に係る標記補助金を下記のとおり交付して
くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県中小製造業者創業・新分野進
出等支援補助金交付要綱第24条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象事業

- (1) 事業名
- (2) 事業実施地
- (3) 代表者名
- (4) 工業団地名等

3 関係書類

- (1) 補助金申請額計算書（第 2 - 4 号様式）
- (2) 事業概要説明書（第 2 - 5 号様式）
- (3) 企業の現況調書（第 2 - 6 号様式）
- (4) 新規雇用者増員内訳書（第 2 - 7 号様式）
- (5) 新規雇用者名簿（第 2 - 8 号様式）
- (6) 登記事項証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

補 助 金 申 請 額 計 算 書

補 助 金 申 請 額	金 円
新 規 雇 用 者	人
設 備 投 資 額	円
積 算	設 備 投 資 額 千円 × = 千円 新規雇用者数 人 × 千円 = 千円
備 考	

[過去の交付状況]

■鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金（同一区域内）

交 付 の 有 無	有 ・ 無
対 象 事 業 名	
交 付 年 月 日	
交 付 金 額	

■その他県が交付する設備投資に係る補助金

交 付 の 有 無	有 ・ 無
補 助 金 名	
交 付 年 月 日	
交 付 金 額	

事業概要説明書

- 1 立地協定年月日 年 月 日
- 2 用地取得年月日 年 月 日
- 3 操業開始年月日 年 月 日

4 事業計画

主な事業品目	売上数量等(年間)	売上高等(年間)	備 考

5 雇用者数（常用の雇用者）

(1) 雇用人員

区分	採 用 区 分					職 種 別 人 員				備 考
	新規雇用者数			その他	計	事 務 員	技 術 員	その他	計	
	新規採用	配 転	小 計							
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）新規雇用者であって、雇用期間が4か月未満のものはその他欄に計上すること。

- (2) 新規雇用者数 人 （内訳：別記第8号様式）

（注）新規雇用者数は、別記第7号様式で算出された数を計上すること。

6 設備投資額の内訳

(1) 建 物

名 称	構 造	棟数 (棟)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	取得価格 (円)	取得年月日	備 考
計							

(注) 配置図、平面図並びに工事請負契約書の写し及び工事費受領書の写しを添付すること。

(以下(2)～(4)同じ)

(2) 構築物

名 称	構 造	数量	取得価格(円)	取得年月日	備 考
計					

(3) 機械設備

設 備 名	機械名等	台数	取得価格(円)	取得年月日	備 考
計					

(4) その他附属施設等

名 称	構 造	数量	取得価格(円)	取得年月日	備 考
計					

新 規 雇 用 者 増 員 内 訳 書

1 各事業所別雇用者数の推移

雇用者数		①	②補助金申請時	増 減
事業所名		年 月		(②-①)
補助対象事業所		人	人	(7) 人
その他の 県内事業 所（常用 の雇用者 数）		()		
		()		
		()		
		()		
計				(1)

(注) 1 上表の①の欄には、補助対象事業所設置に伴う雇用を開始する前の年月を記載すること。

2 「その他の県内事業所」の雇用者数の記入に当たっては、定年退職、自主退職等、新事業所の設置に伴わない減員が生じている場合は、その減員数を控除した人数を記入すること。() 内には、減員数を控除する前の人数を記入すること。

2 新規雇用者数 人

(7) ≥ (1) 場合は(1)の数を、また、(7) < (1)の場合は(7)の数を記入すること。

3 添付書類

補助対象事業所の新規雇用者については、労働者名簿（写）を添付すること。

新規雇用者名簿

(年 月 日現在, /)

[illegible]

(注) 他事業所からの配置転換にあっては、採用年月日欄に配置転換年月日を次のように記入し、備考欄に転出事業所名を記入すること。〈例〉(転) H19. 4. 1

産立第 号
年 月 日
(産業立地課扱い)

様

鹿児島県知事

年度鹿児島県中小製造業者創業・新分野進出等支援補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった**標記補助金**については、鹿児島県補助金等交付規則第4条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1	交付決定額	金	円
2	交付確定額	金	円